

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年11月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800050号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800027号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成11年3月1日から同年8月11日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年3月から同年7月までの標準報酬月額については、15万円から30万円とする。

平成11年3月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年3月1日から同年8月11日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給料額より低く記録されている。

給料支払明細書及び雇用保険受給資格者証を提出するので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年8月13日より後の平成11年9月30日付けで、平成11年3月1日に遡って15万円とする減額処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A事業所において請求期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる4人のうち、事業主及び請求者を除いた同僚全員が、請求者と同様に平成11年9月30日付けで、平成11年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、平成11年3月に係る標準報酬月額の随時改定の計算の基礎となる3か月のうち、請求者の手元に残っていた平成10年12月の給料支払明細書から確認できる給与支給額は、減額処理された後の標準報酬月額の2倍近い額である上、雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から推計される離職前6か月間の平均賃金額は、減額処理された後の標準報酬月額を大きく上回る。

加えて、A事業所の請求期間当時における社会保険料の納付状況について、事業主からは回答が得られなかったものの、請求者から提出された給料支払明細書からは給与の遅配が確認できる上、上述の同僚のうち一人は、請求期間当時における当該事業所の経営状況は悪かった旨回答している。

一方、請求者は、商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時の取締役であったことが確認

できるものの、前述の同僚は、請求者は業務専用機械の作業従事者であり、給与計算や社会保険事務を行っていないと回答していることから、請求者は、当該標準報酬月額の特減処理には関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 30 日付けで行われた標準報酬月額の特減処理は事実に即したものとは考え難く、平成 11 年 3 月 1 日に遡って当該処理を行う合理的な理由はなく、請求者の請求期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、遡及訂正処理が行われる前のオンライン記録に基づき 30 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800071号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800028号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成23年12月26日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成23年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月26日

A事業所から平成23年12月26日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る平成23年分の給与台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに市税事務所から提出された請求者に係る平成23年分の所得税の確定申告書の写しによると、請求者は、同事業所から平成23年12月26日に50万円の賞与の支払を受け、当該賞与から50万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1800073 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1800029 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日まで  
A 事業所で勤務していた期間の標準報酬月額について、実際の給与支給額より低い額で記録されているので、標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、A 事業所における給与について、社会保険料等を控除した上で手取り額 25 万円を支給してもらう約束であったと主張しているところ、請求者から提出された平成 22 年 1 月から平成 23 年 6 月までの預金取引明細及び平成 23 年 7 月から同年 9 月までの預金通帳の写しによると、オンライン記録の標準報酬月額 (11 万 8,000 円) を上回る額 (毎月 25 万円、平成 23 年 4 月は 20 万円) が、同事業所から振り込まれていたことは確認できる。

しかしながら、請求期間について、事業主は、当時の資料は保管していないが、請求者の給与は保障額が 12 万円であったことから、請求者の了承を得た上で、報酬月額を 12 万円として社会保険事務所 (平成 22 年 1 月以降は年金事務所) に届け、年金記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していた旨陳述しているところ、年金事務所から提出された当該事業所に係る平成 15 年以降 (保険者算定の年を除く。) の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者の算定対象月の報酬月額は、いずれも 12 万円 (標準報酬月額は 11 万 8,000 円) と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該見直しを行うためには、これらに見合う標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回る必要があるところ、B 市から提出された請求者に係る平成 23 年分所得照会回答用証明書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて計算した健康保険料及び厚生年金保険料の合計額を下回っており、当該証明書以外に請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が、遡って見直された形跡は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。